

B's 事務所通信

12

December

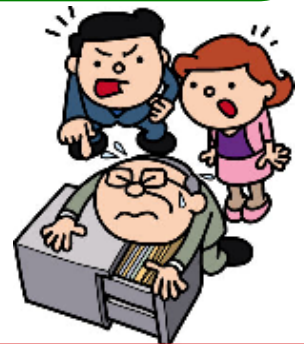
2011

発行:びいず社労士FP事務所
〒466-0058 名古屋市昭和区白金 3-20-24-308
TEL 052-881-0404 FAX 052-881-0440 email :info@b-z.jp
発行日:2011年12月1日 通巻29号

トピックス ●昨年度 残業代不払いでの是正支払総額は123億円超

賃金不払残業（いわゆるサービス残業）について、全国の労働基準監督署が労働基準法に違反していると是正指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の平成22年度における状況が取りまとめられ、厚生労働省から公表されました。

今年は昨年よりさらに増え、100万円以上の是正企業数は165社増えて1,386企業、是正支払総額は7億2,060万円増えて、123億2,358万円になりました。



■ 割増賃金の是正支払の状況 ■

- ・ 是正企業数 1,386 企業（前年度比 165 企業の増）
- ・ 支払われた割増賃金合計額 123 億 2,358 万円（同 7 億 2,060 万円の増）
- ・ 対象労働者数 11 万 5,231 人（同 3,342 人の増）
- ・ 支払われた割増賃金の平均額は、1 企業当たり 8 8 9 万円、労働者 1 人当たり 1 1 万円

■ 業種別等の状況 ■

- ・ 企業数、支払われた割増賃金額では製造業、対象労働者数では商業が最も多い
- ・ 1 企業での最高支払額は「3 億 9,409 万円」（旅館業）、次いで「3 億 8,546 万円」（卸売業）、「3 億 5,700 万円」（電気通信工事業）の順

厚生労働省が公表している賃金不払残業の是正事例

<事例A（小売業、約200人、北海道・東北）>

会社は、始業・終業時刻をタイムカードにより確認しているとしていたが、監督署が会社の機械警備記録等を調査したところ、タイムカードの最終打刻者の退勤時刻と警備開始時刻に大幅な相違が生じていた。そこで、会社からの事情聴取などの結果、所定労働時間終了後に、労働者にタイムカードを打刻させた後で時間外労働を行わせていたことが確認された。

監督署は、確認した賃金不払残業について是正勧告するとともに、

- ① 全社的な実態調査を行い、賃金不払残業が明らかになった場合には適正な割増賃金を支払うこと、
- ② 賃金不払残業の再発防止対策を確立し、実施することを指導した。



労働基準法違反がないよう、日頃から、労働時間を適正に把握して、時間外労働を行う必要がある場合には、36協定の締結・届出、割増賃金の支払いといった手続きを適正に行う必要があります。さらに、あらゆるトラブルに対応できるよう就業規則を整備しておくことが重要です。

不安があれば、お気軽にご相談下さい。「転ばぬ先の杖」が大切です！

いま流行の「朝活」って何？

◆出勤前に勉強会などへ参加

会社への出勤前に勉強会などに参加する「朝活」が若い世代を中心に広がっているようです。

インターネット交流サイト（SNS）などを利用して業種や世代を超えた参加者と出会って人脈を作る「朝活」は、一種の自己投資として注目されています。

◆「SNS」が出会いの場

インターネット交流サイト（SNS）は 2000 年代の中頃から普及し、人脈を広げたいビジネスパーソンなどに活用されています。

大手交流サイトには、「朝活」で検索できるコミュニティが約 150 もあり、呼びかけ人が場所・時間・活動内容などを掲示し、希望者が参加意思を書き込む仕組みで、最も大きいコミュニティには 2,000 人以上が参加しているとのこと。

◆人脈作りやスキルアップに効果的

ある人材コンサルタントは「時間の投資計画に敏感になることがキャリアアップの秘訣」と話しています。

バブル期までは、接待や社内飲み会が全盛で、ビジネスパーソンの多くは「夜型」でしたが、バブル崩壊後は宴席が減り、どちらかというと「朝方」に変化していきました。

また、不況で人員削減が進み、ビジネスパーソンの間で自己を守るための「自己投資」が本格化してきました。

さらに、「SNS」の普及により、同じ志を持つ人々が「朝活」に集う環境が整いつつあるようです。

◆幅広い「朝活」のテーマ

この「朝活」の効能は「気持ちがいい、楽しい、ためになる」の 3 つだと言われており、交流系、学習系、健康系、趣味系、仕事系、情報収集系、奉仕系に分類されます。

現在、自分の定年まで会社が存続するのかどうか不透明な時代です。常に必要とされる人材であり続け、何かあったときには助け合える人間関係を作るため、この「朝活」を始める人も多いようです。

雇用・労働をめぐる最近の裁判例

◆「雇止め」をめぐる裁判例

地方自治体の非常勤職員だった女性（55 歳）が、長年勤務していたにもかかわらず、一方的に雇止めをされたのは不当であるとして、自治体を相手取り地位確認や慰謝料（900 万円）の支払いなどを東京地裁に求めていました。

同地裁は、「任用を突然打ち切り、女性の期待を裏切ったものである」として慰謝料（150 万円）の支払いを認めましたが、地位確認については認めませんでした。この女性は、主にレセプトの点検業務を行っており、1 年ごとの再任用の繰り返しにより約 21 年間勤務していたそうです。（11 月 9 日判決）

◆「過労死」をめぐる裁判例

外資系携帯電話端末会社の日本法人に勤務し、地方の事務所長を務めていた男性（当時 56 歳）が、接待の最中にくも膜下出血で倒れて死亡した事案で、男性の妻が「夫が死亡したのは過労が原因である」として、労災と認めず遺族補償年金を支給しなかった労働基準監督署の処分を取り消すよう大阪地裁に求めていました。

同地裁は、会社での会議後に行われた取引先の接待について「技術的な議論が交わされており業務の延長であった」と判断し、男性の過労死を認めました。

この男性は、お酒が飲めなかったにもかかわらず、週 5 回程度の接待（会社が費用を負担）に参加していたそうです。（10 月 26 日判決）

◆「震災口実の解雇」をめぐる労働審判申立て

仙台市の複合娯楽施設 2 店舗で働いていたアルバイトの男女（11 人）が、「東日本大震災」を口実とした解雇は無効であるとして、施設の運営会社を相手に地位確認などを求めて労働審判を申し立てました。

同社から解雇されたのは今回申立てを行った計 11 人を含め 568 人もおり、約 100 人が同様の申立てを検討しているとのこと。

アルバイト側の代理人弁護士は「震災を口実とした便乗解雇であり、許されない」とコメントしており、今後の審判の行方が注目されます。（10 月 25 日申立て）

年次有給休暇の取得日数・取得率は？

◆労働者 30 人以上の企業が回答

厚生労働省は、平成 23 年「就労条件総合調査」の結果を 10 月下旬に公表しました。この調査は、民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としています。

調査対象は常用労働者 30 人以上の企業であり、平成 23 年 1 月 1 日現在の労働時間制度、賃金制度などの状況について 4,296 企業が有効な回答を行いました。

◆年次有給休暇の取得状況

1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数は除く）は、労働者 1 人平均 17.9 日（前年 17.9 日）であり、そのうち労働者が取得した日数は 8.6 日（同 8.5 日）となっています。取得率は 48.1%（同 47.1%）です。

企業規模別に取得率をみると次のようになっており、規模別では取得日数・取得率ともに前年をわずかに上回ったケースが多いですが、まだまだ低水準だと言えます。

- ・ 1,000 人以上…55.3%（前年 53.5%）
- ・ 300～999 人…46.0%（前年 44.9%）
- ・ 100～299 人…44.7%（前年 45.0%）
- ・ 30～99 人が…41.8%（前年 41.0%）

◆「仕事優先」か「プライベート優先か」

株式会社毎日コミュニケーションズが 2011 年 4 月入社の新入社員を対象に実施した意識調査の中で、「仕事とプライベートどちらを優先した生活を送りたいか」をたずねたところ、4 月実施調査の同設問と比較して、「仕事優先」が 21.7 ポイント減少、「プライベート優先」が 22.5 ポイント増加したそうです。

企業規模や業種業態などにより年次有給休暇を取得できる環境は様々でしょうが、社員のプライベートも大切にしながら、効率よく仕事を行い、積極的に休暇を取らせる仕組みづくりも大切だと言えるでしょう。

「個人賠償責任保険」に加入していますか？

◆日常生活で思わぬことが…

日々の暮らしの中で、思わぬ形で人にケガをさせたり、物を壊してしまったりした場合に、「個人賠償責任保険」に加入していれば、保険金により相手方に与えた損害を賠償することができます。以下では、主な補償の例や加入時の注意点をまとめました。

◆補償の対象となるケースは？

この保険の補償の対象となる主なケースとしては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 自転車では人をはねケガをさせた
- ・ 子どもが友達と喧嘩をしてケガをさせた
- ・ 飼い犬が通行人に噛みついた
- ・ マンションで階下に水漏れを起こした
- ・ 買物中の店で高価な商品を壊した

上記のような過失による事故は補償の対象となりますが、同居の親族に対する損害賠償や他人から借りた物を壊した場合の損害賠償、故意に起こした事故などは対象外です。

また、通勤途中の事故はカバーされますが、仕事上の事故はカバーされません。

◆「個人賠償責任保険」の特徴

この「個人賠償責任保険」は、契約者本人だけでなく、配偶者や同居の親族、1 人暮らしの学生など生計を同じくする別居の未婚の子もカバーできるのが特徴です。

加入には、損害保険会社の販売する「自動車保険」「火災保険」「傷害保険」のいずれかに加入したうえで、特約として上乗せを行うのが一般的です。

◆加入時のチェックポイント

チェックポイントとして、以下のことが挙げられます。

- (1) 示談交渉代行サービスが付いているか
- (2) 重複契約になっていないか
- (3) 自動車の売却や引越しなどで保険が途切れていないか
- (4) 海外で賠償責任を負った場合でも補償されるか
特約の保険料は、最大保険金額 1 億円（または無制限）で、年額 1,000 円～2,000 円程度です。

平成23年10月から同年11月の前半にかけて、医療保険制度に関する様々なニュースが飛び込んできました。以下に、特に気になるものを紹介しておきます。

協会けんぽの保険料率、平成24年度も引き上げか？

協会けんぽにおける医療費については、国庫補助が行われますが、現在国庫補助率は16.4%（法定の上限は20%）となっています。

平成24年度予算における概算要求は現在の国庫補助率16.4%を前提として行われたため、協会けんぽでも、保険料率は以下のとおり**10%を超える水準になると見込まれました（3年連続の引き上げ）**。

① 高齢受給者に係る自己負担引上げ凍結を解除した場合

9.50%⇒10.14%(0.64%増)

② 高齢受給者に係る自己負担引上げ凍結を継続した場合

9.50%⇒10.20%(0.70%増)

どちらにしろ、健康保険の保険料は今後も増加していきそうです。

来年度の都道府県別 協会けんぽ保険料率は、決定し次第またお伝えします。



高額療養費制度、自己負担限度額の軽減を検討

医療費の自己負担が高額になる患者の負担軽減策として、世帯年収に応じて月々の負担に上限を定めている「高額療養費制度」を見直す考えが示されました。

現在3段階の70歳未満の収入区分を5段階に細分化し、中間所得層の負担を軽くすることが主な内容です。

厚生労働省は、外来患者の窓口負担に100円を上乗せして徴収する「受診時定額負担」で約4100億円を捻出してまかなう意向を示しましたが、それは長期的に見れば困難なので、保険料アップと税負担で賄う考えが打ち出されています。

【参考】現行の70歳未満の方の自己負担限度額（1か月あたり）

	外来・入院（世帯ごと）
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1% (83,400円)
一般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)
低所得者（住民税非課税者）	35,400円 (24,600円)

※ 〈 〉内の金額は、多数該当（1年間で4回目）の場合の自己負担限度額



お仕事 カレンダー

- 12/10 ● 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付
- 12/31 ● 11月分健康保険・厚生年金保険料の納付

- 12/31 ● 固定資産税（都市計画税）の納付
納付対象：第3期分
- 10月決算法人の確定申告・翌年4月決算法人の中間申告
- 翌年1月・4月・7月決算法人の消費税の中間申告
- 年末調整による源泉徴収所得税の不足税額徴収繰延承認申請書、保険料控除申告書（生命保険等）の提出（会社）

あとがき◆当事務所より 来年の手帳を購入しました。今年も後1月です。この1年のご厚情にお礼申し上げます。年内は29日まで、年始は10日から営業いたしますが、急な対応が必要なときはいつでも携帯電話におかけください。年末年始は交通事故も多いときです。お気をつけてお過ごしください。